

持続可能な歴史・観光まちづくり推進に関する協定書

鶴岡市、手向地区自治振興会、宿坊組合、まちづくり会社、羽黒町観光協会（以下「協定者」という。）は、手向の歴史や文化資源を活かした持続可能な歴史・観光まちづくりの推進を目指し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、手向固有の歴史や伝統文化を受け継ぎ、歴史的な建造物や宿坊街、貴重な文化的遺産を保全しつつ、歴史的風致を活かしたまちづくりと持続可能な観光振興を通じて地域経済の活性化と次世代への文化継承を実現するため、関係者が相互に連携し協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 協定者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（「以下「連携事項」という。」）について、連携、協力する。

- (1) 地域の歴史文化を尊重しつつ、その価値を活かした観光まちづくりに資する取組
- (2) 持続可能なマネジメントによる地域経済の活性化に資する取組
- (3) 手向固有の歴史的風致の維持向上と地域の担い手の育成・拡充による次世代への文化継承に資する取組
- (4) その他、地域の持続的発展に必要な事項に資する取組

（円滑な協力の推進）

第3条 協定者は、連携事項の円滑かつ効果的な推進のため、平素から情報交換、事業実施の協議を行うこととする。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和11年3月31日とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日から1ヶ月前までに協定者から申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は本協定に定めない事項について定める必要があるときは、協定者が協議して定めるものとする。

（責任及び権利の承継）

第6条 手向地区まちづくり会社設立準備会は、手向地区まちづくり会社に移行する際、本協定による既存の権利及び義務をすべて新たに設立される手向地区まちづくり会社に承継させるものとする。また、社名や組織形態の変更があった場合でも、本協定に基づく責任や義務は引き続き有効とする。

本協定の締結を証するため、本書を5通作成し、それぞれ1通を保有する。

令和7年8月23日

鶴岡市 市長

皆川 治

手向地区自治振興会 会長

勝 永 正 人

羽黒町観光協会 会長

上 岐 彰

宿坊組合 組合長

尾 野 博

手向地区まちづくり会社設立準備会
代表

早坂 一 広